

平成27年川俣町議会第8回定例会会議録

平成27年川俣町議会第8回定例会は、6月4日川俣町役場議場に招集された。

1. 応招議員は、次のとおりである。

1番 村上源吉君	2番 高橋道弘君	3番 高橋真一郎君
4番 嶋原利光君	5番 高橋道也君	6番 菅野清一君
7番 斎藤博美君	8番 菅野意美子君	9番 新関善三君
10番 菅野正彦君	11番 佐藤喜三郎君	12番 五十嵐謙吉君
13番 高野善兵衛君	14番 石河清君	15番 遠藤宗弘君
16番 黒沢敏雄君		

2. 不応招議員は、次のとおりである。

なし

3. 出席議員は、次のとおりである。

応招議員と同じである。

4. 欠席議員は、次のとおりである。

不応招議員と同じである。

5. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者は、次のとおりである。

町長	古川道郎君	副町長	伊藤智樹君
総務課長	佐藤広一君	企画財政課長	佐藤真寿夫君
町民税務課長	羽賀洋一君	会計管理者	高野誠市君
保健福祉課長	丹野雅直君	建設水道課長	斎藤和弘君
原子力災害対策課長	宮地勝志君	産業課長	寺島喜美夫君
教育委員長	佐藤捷善君	教育長	神田紀君
教育次長	佐藤修一君	生涯学習課長	増賀喜芳君
総務課長補佐	大内彰君	監査委員	斎藤庸夫君

6. 職務のため出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長 高橋清美 書記長 岡健一

7. 会議事件は、次のとおりである。

会議録署名議員の指名
会期の決定
議案の上程

町長提案要旨の説明

陳情の委員会付託

諸般の報告

- 議報告第 2 号 例月出納検査の結果報告について
- 報告第 4 号 寄附採納報告
- 報告第 5 号 町が資本金を出資している法人の経営状況を説明する書類の提出について
- 報告第 6 号 平成 26 年度川俣町継続費繰越しの報告について
- 報告第 7 号 平成 26 年度川俣町繰越明許費繰越しの報告について
- 報告第 8 号 平成 26 年度川俣町水道事業会計予算繰越しの報告について
- 議案第 58 号 羽田産業団地造成工事請負契約の一部変更について（審議採決）
- 議案第 59 号 西部工業団地造成工事請負契約の一部変更について（審議採決）
- 議案第 60 号 川俣町生活拠点形成交付金基金条例の一部を改正する条例（説明）
- 議案第 61 号 川俣町消防団設置等に関する条例の一部を改正する条例（説明）
- 議案第 62 号 川俣町税特別措置条例の一部を改正する条例（説明）
- 議案第 63 号 川俣町国民健康保険税条例の一部を改正する条例（説明）
- 議案第 64 号 平成 27 年度川俣町一般会計補正予算（第 3 号）（説明）
- 議案第 65 号 平成 27 年度川俣町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）（説明）
- 議案第 66 号 川俣町監査委員の選任について（審議採決）
- 議案第 67 号 川俣町情報公開審査会委員の任命について（審議採決）
- 諮問第 1 号 人権擁護委員の候補者の推薦について（審議採決）

◎開会及び開議の宣告

○議長（黒沢敏雄君） ただいまの出席議員は16人です。定足数に達しておりますので、平成27年第8回川俣町議会定例会を開会いたします。

これから、本日の会議を開きます。 (午前10時10分)

◇ ◇ ◇

○議長（黒沢敏雄君） 本日は大分気温も上がっておりますので、上着を脱がれる方は脱いで結構です。

◇ ◇ ◇

○議長（黒沢敏雄君） 日程第1，会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第125条の規定により、議長において、11番議員 佐藤喜三郎君、12番議員 五十嵐謙吉君を指名いたします。

◇ ◇ ◇

○議長（黒沢敏雄君） 日程第2，会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期、議事運営について、議会運営委員長から報告いたします。
議会運営委員長。

○議会運営委員長（石河 清君） 皆さん、おはようございます。

本定例会の会期及び審議予定につきまして、去る6月1日に議会運営委員会を開催し、協議をいたしました。その結果、次のとおり決定したので報告をいたします。

まず、会期は本日から10日までの7日間といたします。

審議日程であります。第1日目の本日は、議案の上程、町長から提案要旨の説明を受けた後、陳情の委員会付託を行い、諸般の報告、例月出納検査の報告、寄附採納報告等を受けます。その後、契約変更について2件の審議・採決を行います。一般議案4件の提案内容の説明を受けた後、さらに平成27年度補正予算の2件について提案内容の説明を受け、人事同意3件につき審議・採決を行い、午後1時30分ごろ散会の予定であります。なお、本会議終了後は、各常任委員会を開催していただきます。

第2日目の5日は、議案調査のため休会といたします。

第3日目の6日、第4日目の7日は、土曜日、日曜日のため休会といたします。

第5日目の8日、月曜日は、午前10時に本会議を開議し、一般質問を行い、午後5時ごろ散会の予定であります。なお、一般質問は5名の方を予定しております。

第6日目の9日、火曜日は、午前10時に本会議を開議し、前日に引き続き3名の方の一般質問を行い、午後2時ごろ散会の予定であります。本会議終了後は、各常任委員会を開催していただきます。

本定例会最終日であります第7日目の10日、水曜日は、午前10時から議会運営委員会、午前11時から全員協議会を開催いたします。その後、本会議を午後1時に開議し、常任委員長から請願・陳情の審査結果について報告を受けた後、一般議案4件、平成27年度補正予算2件について質疑・討論・採決を行います。なお、追加議案が予定されておりますので、これらを全て議了して、午後5時ごろ閉会の予定であります。

以上のとおり決定をいたしましたので、議員各位のご協力をお願いいたしまして、報告いたします。

○議長（黒沢敏雄君） ただいま報告いたしました日程でご異議ありませんか。
（「異議なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） 異議なしと認めます。
よって、会期は7日間と決定いたしました。

◇ ◇ ◇
○議長（黒沢敏雄君） 日程第3、本定例会に付議されました議案は、お手元に配付したとおりでありますので、一括上程いたします。

◇ ◇ ◇
○議長（黒沢敏雄君） 町長から提案要旨の説明を求めます。
町長。

ここで提案要旨を配付いたします。（提案要旨配付）

○町長（古川道郎君） 皆様、おはようございます。

本日ここに、平成27年第8回川俣町議会定例会を開催いたしましたところ、議員の皆様には大変お忙しい中、ご参集を賜りましたことに、心から御礼を申し上げます。

さて、本定例会に提出いたします案件は、報告が5件、議案等は11件で、議案の内訳といたしまして、工事請負契約の一部変更について2件、条例の一部改正4件、平成27年度の補正予算が2件、人事同意2件に加え諮問が1件でございます。

これらの提案要旨を申し上げますことに先立ちまして、町政の重要課題であります東日本大震災東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う町の復興・再生等への各取り組み状況について申し上げます。

初めに、山木屋地区復興拠点の整備について申し上げます。

先月5月28日に開催いたしました、第7回川俣町議会臨時会におきまして、山木屋地区の復興拠点商業施設に係る調査・設計予算の可決をいただいたところでございます。山木屋地区住民皆様の帰還に際し、安全・安心な生活再建を支え、生活のよりどころとなる地域の復興拠点として、まず初めに、商業施設の整備に向け、その敷地に係る測量調査や建物の設計業務等の発注を進め、平成28年度中に施設本体の整備が完了することを目指して、鋭意事業の進捗を図ってまいります。

また、本施設の維持管理費の一部を賄うため、かわまた復興発電合同会社が山木屋地区で取り組むメガソーラー発電事業につきましては、当初の計画どおり本年8月には売電が開始できる見通しとなっております。

現在、太陽光パネルの架台設置が終了し、架台に太陽光パネルを取りつけているところでございまして、今後、電気工事や施設周りのフェンス設置等を進めることとしております。

次に、除染対策事業について申し上げます。環境省が直轄で除染を行う山木屋地区につきましては、宅地360カ所が平成26年8月をもって完了し、本年5月末現在での宅地以外の農地の除染進捗率が23%、隣接森林が67%、国道・県道及び町道

は4%となっております。

山木屋地区以外の除染につきましては、同意をいただきました宅地5,982カ所の除染作業を5月で終了しております。

また、平成24年度工区の東福沢、西福沢、小島、飯坂、大綱木、小綱木地区では、現在、宅地周りの隣接森林奥行き20メートルの範囲の追加除染を実施しているところでございます。進捗率は23.1%となっております。

このうち、大綱木地区が95%の進捗率となっております。除染対象となる面積が計画時の約4倍の出来型となり、今定例会に提案の補正予算に除染対策事業委託料約2億700万円の増額をお願いいたしております。

なお、大綱木以外の地区においても、最終出来型は、計画数量を大きく上回るが見込まれます。この理由は、計画時におきましては、隣接森林や面積根拠を山林地目から算出したものの、地目原野や雑種地、耕作放棄地である農地も隣接森林として取り扱うことで、大幅な実施面積の増と予算の増額になったものであります。

今後、大綱木以外の地区においても、除染作業の完了が近づいてまいりましたら、精査の上、改めて増額補正のお願いをさせていただくこととなりますので、よろしくごお願い申し上げます。

次に、新中町地内に建設する町営の復興住宅につきましては、長期化する避難生活を余儀なくされている山木屋地区の皆様の生活再建と生活利便性の向上のため、一日も早く安心した生活が送れるよう、工事を進めているところでございます。

5月末現在で、側溝の設置を終え、一部L型擁壁の設置も終わり、敷地造成工事につきましては、予定どおり、本年9月30日の完成に向けて進んでおります。

また、水道管布設工事と道路舗装工事につきましても、造成工事と連携しながら進めているところであり、住宅の建築設計につきましても、福島県復興公営住宅設計方針に基づき、基本設計における配置計画等を行っており、今後は、実施設計を行いまして、平成27年9月末に建築設計を完成させる予定でございます。

一方、壁沢地区に計画しております県営の復興公営住宅につきましては、県において建設用地の取得を終え、現在、敷地造成に係る開発協議の書類作成を行っているところでございます。

町では、国からの生活拠点形成交付金を活用し、国道349号から壁沢地区の復興公営住宅に通じるアクセスの確保により、土地の有効活用と住民皆様の安全、利便性の向上を図るため、町道中島・諏訪線開設の測量調査設計を実施いたします。県と連携し、来年度以降、本町道の開設工事に取り組むことができるよう準備を進めるため、関係予算を本議会に補正予算として提案しておりますので、よろしくごお願い申し上げます。

次に、新たな雇用の場となるベルグ福島株式会社の操業につきまして申し上げます。

若者の定住促進を図り、原発事故・東日本大震災からの復興に結びつけるため取り組んできた本企業誘致でございますが、建設用地の土質及び湧水対策に不測の日数を要し、当初の計画に比べ、産業団地造成工事の発注がおくれたものの、造成工事に着

手後は、天候にも恵まれ、順調に工事が進んでおります。

今月中には、ベルグ福島で施工する施設の中心となる大型連棟ハウスの建設に着手できる工程となっており、本年11月の操業開始に向けまして、野菜苗製造工場の建設工事が着実に進んでいくものと考えております。

また、来週、6月9日には、町保健センターを会場に、ベルグ福島における接ぎ木、園芸作業員40名の募集に向けた、実演を兼ねた採用説明会と面接会を開催いたします。

多くの町民の皆様においでいただき、特に女性の皆さんが活躍できる職場として、会社の特色を生かし、地元の雇用につなげていただくことを期待するものでございます。

次に、さらなる企業立地の誘致に向け、その受け皿となる西部工業団地の造成工事を進めており、先月21日に造成工事の現地で工事作業中の安全を祈念し、安全祈願祭がとり行われたところでございます。

本造成工事につきましても、天候に恵まれ、工事が順調に進み、立木の伐採が終了し、現在、調整池の掘削を行っており、今年度末の事業完成に向け取り組んでいる最中でありまして、工事が安全に、かつ、工期内に予定どおり竣工するよう進めてまいります。

誘致企業はまだ決まっておりますが、国・県等関係機関、団体等を通じて、あらゆる情報を得ながら企業誘致に取り組んでいるところでございます。

次に、地域創生について申し上げます。

町では、本町の現状や地域特性を踏まえ、若い世代の結婚・出産・子育ての希望や地元就職希望等を実現することにより、人口減少に歯どめをかけるとともに、さらなる産業の活性化を図り、持続可能な川俣町の将来を見据えた、平成27年度から平成31年度までの5年間を期間とする総合戦略を本年12月までに策定することとし、進めているところでございます。

総合戦略の策定に当たりましては、さまざまな分野からなる有識者、町内各種団体の代表者、子育て世代の母親、町内で働く若者などの皆様から、幅広く意見をいただくため、先月27日に15名の方を川俣町地域創生推進会議委員として委嘱し、第1回の会議を開催いたしました。

町の方針といたしましては、特に若い世代が結婚、出産、子育てができるよう、環境の整備を目指し、地域創生による進化するまちづくりを推進してまいります。

また、先月27日から、地方創生に係る国の交付金事業を活用し、地域における消費喚起策として実施する地方創生プレミアム付き商品券発行事業の販売を開始し、一昨日時点における販売実績は、町内全世帯分、発行総口数のおよそ30%となっている状況であります。

本町においては、1口が1万円で3,000円お得な商品券とし、小手姫わくわく商品券の名称で、子育て支援を重点に、中学生以下のお子さんをお持ちの子育て世帯は最大5口まで、一般の世帯は最大2口まで商品券を購入できることとしております。

本年7月末日まで、町商工会で販売を継続いたしますので、ぜひ、この機会にご購入をいただき、地域経済の活性化と具現化に結びつけていきたいと考えております。

長期的な展望に立って進める地域において、まち、ひと、しごとの創生の好環境を確立する地域創生への取り組みが早急に進める各種復興事業の展開の後押しとなるよう、相乗的な効果をねらいながら、今後、総合戦略の策定を進めてまいりますので、どうか議員皆様のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

次に、復興庁は、先月12日、東日本大震災の集中復興期間が平成27年度で終了することから、平成28年度以降の5年間の復興事業を復興・創生期間として、全額を国が負担する事業から廃止する事業まで、4段階に分け基本方針を発表したところでございます。

この基本方針には、防災など全国共通の課題に該当する事業は自治体負担を導入するとし、復興特別会計で実施する公共事業にも地方負担を求めています。しかし、東日本大震災の発生から4年が経過した今もなお、原子力災害は収束せず、山木屋地区を初めとする1,400人を超える川俣町民が、町内はもとより町外で不自由な避難生活を強いられています。

本町にとって復旧・復興はいまだ道半ばであり、復興・創生期間とする平成28年度以降の5年間ににおいても、被災地の復興・再生関連事業の財源の確保は、国が総力を挙げて、最後まで責任を持って対応すべきものと考えておりますので、県、被災市町村が連携し、国に対し、あらゆる機会を捉えて、強く要望活動を展開してまいります。

それでは、主な提出議案等の要旨について、ご説明申し上げます。

初めに、報告第4号、寄附採納報告は、一般寄附19件、災害対策寄附金・義援金7件の計26件の寄附採納の報告を行うものでございます。

報告第5号は、福島地方土地開発公社の平成26年度の経営状況の報告を行うもので、報告第6号の川俣町継続費繰越しの報告については、平成26年度に設定した継続費のうち平成27年度に逡次繰越しする額の報告を行うものでございます。

報告第7号の川俣町繰越明許費繰越しの報告についてと報告第8号の川俣町水道事業会計予算繰越しの報告については、それぞれ平成26年度にかかわる歳出予算の経費を平成27年度へ繰り越したので、地方自治法施行令及び地方公営企業法の規定により報告するものでございます。

次に、議案第58号、羽田産業団地造成工事請負契約の一部変更についてと議案第59号、西部工業団地造成工事請負契約の一部変更については、本年4月の国土交通省工事等積算基準に係る諸経費の変更等によるもので、先月29日に、それぞれ契約金額の増額変更の仮契約を締結しましたので、地方自治法第180条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第60号、川俣町生活拠点形成交付金基金条例の一部を改正する条例は、福島復興再生特別措置法の一部改正に伴い、基金条例に引用している条項の改正を行うものでございます。

次に、議案第61号、川俣町消防団設置等に関する条例の一部を改正する条例は、町外に居住する者について、消防団員として活動できるよう、所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第62号、川俣町税特別措置条例の一部を改正する条例は、山村振興法に定める地方税の不均一課税措置の適用規定の省令等の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第63号、川俣町国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、地方税法の一部改正に伴い、基礎課税額等の額について、所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第64号及び議案第65号の2件の補正予算についてご説明申し上げます。

議案第64号、平成27年度川俣町一般会計補正予算（第3号）につきましては、人件費で4月の人事異動に伴う組みかえや、東日本大震災からの復旧・復興のために要する経費など、緊急に措置すべきものを計上いたしました。

その主な内容といたしましては、壁沢地内の県営の復興住宅に国道349号から通じる町道中島・諏訪線の測量調査設計業務委託料を新たに計上し、その財源として国からの生活拠点形成交付金を計上しております。

民生費では、NPO法人花塚に対して、地域活動支援センターとして継続するため、運営補助金を計上しております。

さらに、除染対策委託料や山木屋の各地区集会所の修繕工事費と町内ため池計61カ所に係る保全再生事業費を国からの福島再生加速化交付金、帰還・再生加速事業委託金を財源に計上するとともに、文部科学省の委託金を活用した学校モデル研究事業費として、山木屋地区における新たな学校モデル構築ための経費を計上いたしております。

これによる一般会計補正予算の総額は2億9,608万7,000円となり、本年度の予算総額は122億7,151万7,000円となります。

議案第65号、平成27年度川俣町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、事業勘定において、平成26年度からの繰越金の一部を財源に、国保税の負担軽減策を講じるものと、人事異動に伴い給与費について、一般会計からの人件費繰入金について、所要の補正を行うものでございます。

議案第66号、川俣町監査委員の選任については、識見を有する者のうちから選任する町監査委員の選任について、本年6月末日をもって4年間の任期が満了となる斉藤庸夫氏を再任により選任いたしたく、地方自治法の規定により、議会の同意を求めらるものでございます。

議案第67号、川俣町情報公開審査会委員の任命については、審査会委員5名の2年間の任期が本年6月末日をもって満了となるため、委員の任命について、川俣町情報公開条例の規定により、議会の同意を求めらるものでございます。

諮問第1号、人権擁護委員の候補者の推薦については、本年9月末日をもって任期

満了となる人権擁護委員の候補者を新たに推薦するため、人権擁護委員法の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

以上、提案要旨の説明とさせていただきますが、詳細につきましては、提案の都度、各担当課長等に説明をいたさせますので、ご審議の上、可決を賜りますようお願い申し上げます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 日程第5，陳情の委員会付託を行います。

議会事務局長。

○議会事務局長（高橋清美君） 別紙文書表により朗読した。

○議長（黒沢敏雄君） 陳情は、ただいま文書表朗読のとおりであります。

陳情第4号、被災児童生徒就学支援等事業交付金による就学支援事業の継続を求める陳情書を総務文教常任委員会に付託したいのですが、会期中の審査をお願いいたします。

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 日程第6，ここで議会関係の諸般の報告をいたします。

最初に、議会事務局から報告いたします。

議会事務局長。

○議会事務局長（高橋清美君） 議会事務局から報告いたします。

今定例会の一般質問の通告は、お手元に配付の一般質問通告書のとおりであります。

次に、請願の処理経過及び結果について報告はお手元に配付したとおりです。

また、3月定例会で可決されました意見書につきましては、それぞれ関係機関に送付いたしましたので、報告いたします。

以上で、議会事務局からの報告を終わります。

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 次に、一部事務組合について報告いたします。

初めに、伊達地方消防組合議会定例会について報告いたします。

鳴原利光君。

○4番（鳴原利光君） 4番、鳴原でございます。

伊達地方消防組合の報告をいたします。

平成27年3月26日、午前10時、伊達地方消防組合議会定例会が組合事務所に招集され、高橋真一郎議員とともに出席してまいりました。

付議事件は、報告1件、議案9件、議員提出議案1件であります。報告1件の後、議案9件、議員提出議案1件は、審議の結果、それぞれ原案のとおり可決されましたことを報告いたします。なお、細部についてはお手元に配付のとおりです。

これで報告を終わります。

○議長（黒沢敏雄君） 次に、伊達地方衛生処理組合定例会について報告願います。

高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） 伊達地方衛生処理組合議会の報告をいたします。

平成27年3月26日、午後1時30分、伊達地方衛生処理組合議会定例会が組合事務所に招集され、菅野意美子議員とともに出席してまいりました。

付議事件は議案10件でありました。議案10件は、審議の結果、それぞれ原案のとおり可決、同意されたことを報告いたします。なお、細部についてはお手元に配付のとおりです。

これで報告を終わります。

○議長（黒沢敏雄君） 以上で、諸般の報告を終わります。

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 日程第7，議報告第2号「例月出納検査の結果について」を報告いたします。

議会事務局長。

○議会事務局長（高橋清美君） 別紙報告書を朗読した。

○議長（黒沢敏雄君） なお、例月出納検査の結果については、お手元に配付のとおりであります。

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 日程第8，報告第4号「寄附採納報告」を報告します。

総務課長。

○総務課長（佐藤広一君） 別紙報告書を朗読した。

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 日程第9，報告第5号「町が資本金を出資している法人の経営状況を説明する書類の提出について」、当局の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（佐藤真寿夫君） 別紙報告書を朗読した。

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 日程第10，報告第6号「平成26年度川俣町継続費繰越しの報告について」、当局の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（佐藤真寿夫君） 別紙報告書を朗読した。

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 日程第11，報告第7号「平成26年度川俣町繰越明許費繰越しの報告について」、当局の説明を求めます。

企画財政課長。

ここで資料を配付いたします。（資料配付）

○企画財政課長（佐藤真寿夫君） 別紙報告書を朗読した。

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 日程第12，報告第8号「平成26年度川俣町水道事業会計予算繰越しの報告について」、当局の説明を求めます。

建設水道課長。

○建設水道課長（斎藤和弘君） 別紙報告書を朗読した。

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） ここで休憩いたします。再開は午前11時15分といたします。
(午前10時57分)

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 再開いたします。(午前11時14分)

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 日程第13、議案第58号「羽田産業団地造成工事請負契約の一部変更について」を議題といたします。

当局の説明を求めます。

産業課長。

○産業課長（寺島喜美夫君） 議案第58号、羽田産業団地造成工事請負契約の一部変更について

次のとおり請負契約を変更する。

- 1 契約の目的 羽田産業団地造成工事
- 2 契約金額 変更前 464,400,000円
(うち消費税及び地方消費税34,400,000円)
変更後 476,326,440円
(うち消費税及び地方消費税35,283,440円)
- 3 契約の相手方 川俣町字五百田16番地の30
安齋土木・高橋工業特定建設工事共同企業体
代表者 安齋土木株式会社 川俣支店
支店長 安齋信一郎

平成27年6月4日提出

川俣町長 古川 道郎

(提案理由)

地方自治法第180条第1項の規定により、議決を求めるものである。

ご説明申し上げます。

羽田産業団地造成工事は、平成27年5月1日、本契約となり工事を進めておりますが、積算基準の見直しにより諸経費率の割合が変更となったため、請負契約について変更を行うものでございます。現場管理費、一般管理費に係る諸経費の率が変更となりまして、これにより全体で約2.6%増加となり、当初請負金額4億6,440万円より1,192万6,440円増額し、変更請負金額4億7,632万6,440円とする変更契約の内容でございます。

なお、現時点におけます工期、工事内容等に変更はございません。

また、変更契約につきましては、平成27年5月29日に仮契約を結んでおり、議決後に本契約となるものでございます。

以上、議案第58号、羽田産業団地造成工事請負契約の一部変更についての説明といたします。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（黒沢敏雄君） これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。
（「質疑なし」の声あり）

○議長（黒沢敏雄君） これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論ありませんか。
（「討論なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） 討論なしと認めます。
これから議案第58号を採決いたします。
本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。
（「異議なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 日程第14、議案第59号「西部工業団地造成工事請負契約の一部変更について」を議題といたします。
当局の説明を求めます。
産業課長。

○産業課長（寺島喜美夫君） 議案第59号、西部工業団地造成工事請負契約の一部変更について

次のとおり請負契約を変更する。

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 契約の目的 | 西部工業団地造成工事 |
| 2 | 契約金額 | 変更前 1,360,800,000円
（うち消費税及び地方消費税100,800,000円）
変更後 1,379,663,280円
（うち消費税及び地方消費税102,197,280円） |
| 3 | 契約の相手方 | 福島市成川字台田24番地
東信・古俣・高橋特定建設工事共同企業体
代表者 東信建設株式会社
代表取締役 佐久間政文 |

平成27年6月4日提出

川俣町長 古川 道郎

（提案理由）

地方自治法第180条第1項の規定により、議決を求めるものである。

ご説明申し上げます。

西部工業団地造成工事は、平成27年5月1日、本契約となり工事を進めておりますが、積算基準の見直しにより諸経費率の割合が変更となったため、請負契約について変更を行うものでございます。

現場管理費、一般管理費に係る諸経費の率に変更となりまして、これにより全体で約1.4%増加となり、当初請負金額13億6,080万円より1,886万3,280円増額し、変更請負金額13億7,966万3,280円とする変更契約の内容でございます。

なお、現時点におけます工期、工事内容等に変更はございません。また、変更契約につきましては、平成27年5月29日に仮契約を結んでおり、議決後に本契約となるものでございます。

以上、議案第59号、西部工業団地造成工事請負契約の一部変更についての説明といたします。ご審議、よろしくお願い申し上げます。

○議長（黒沢敏雄君） これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（黒沢敏雄君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） 討論なしと認めます。

これから議案第59号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 日程第15、議案第60号「川俣町生活拠点形成交付金基金条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

当局の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（佐藤真寿夫君） 議案第60号、川俣町生活拠点形成交付金基金条例の一部を改正する条例

川俣町生活拠点形成交付金基金条例（平成26年川俣町条例第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中、「第36条第3項」を「第46条第3項」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

平成27年6月4日提出

川俣町長 古川 道郎

（提案理由）

福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）の一部改正により条項の追加が行われたことに伴いまして、川俣町生活拠点形成交付金基金条例において引用する条項の改正を行うものでございます。

ご説明申し上げます。

本基金条例の第1条には、基金の設置目的を定めており、その設置目的は、生活拠点形成交付金事業等に要する経費の財源に充てるために設けることとしております。

生活拠点形成交付金に充てて行う事業、具体的には復興公営住宅の整備事業等を指しますが、この交付金の交付等について規定をしている福島復興再生特別措置法の法改正により条項の追加があり、第36条第3項から第46条第3項に条ずれが生じたので、引用する町の基金条例の改正を行うものでございます。

以上、説明とさせていただきます。

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 日程第16，議案第61号「川俣町消防団設置等に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

当局の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（佐藤広一君） 議案第61号、川俣町消防団設置等に関する条例の一部を改正する条例

川俣町消防団設置等に関する条例（昭和42年川俣町条例第12号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項を次のように改める。

2 消防団員は、次の各号に定める者でなければならない。

（1）本町に居住する者。ただし、消防団長が必要と認める場合はこの限りではない。

（2）年齢満18歳以上65歳以下の者。ただし、消防団長及び副団長については、この限りではない。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

平成27年6月4日提出

川俣町長 古川 道郎

（提案理由）

町外に居住する者について消防団員として活動できるようにするため、所要の改正を行うものであります。

ご説明を申し上げます。

近年、消防団幹部のほうから生活様式の多様化や雇用者の社会状況の変化に伴って、生活拠点は川俣町にあるものの諸般の事情により町外に移転された方、転出された方について、川俣町で消防団員を続けたい、あるいは川俣町の消防団なら入ってもいいという相談を受けることが多くなっております。このため、団長が川俣町の消防団員として十分に活動が果たせると判断した場合には、消防団員として継続ができ、また、入団希望者には、消防団員に任命する旨、川俣町消防団設置等に関する条例第4条の消防団員にかかわる規定のうち第2項を改正し、消防団の機能充実、強化を図ること

を目的に改正するものであります。

ご審議の上、可決していただきますようお願い申し上げ、ご提案とさせていただきますと思います。

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 日程第17、議案第62号「川俣町税特別措置条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

当局の説明を求めます。

町民税務課長。

○町民税務課長（羽賀洋一君） 議案第62号、川俣町税特別措置条例の一部を改正する条例

川俣町税特別措置条例（昭和49年川俣町条例第30号）の一部を次のように改正する。

第3条中「平成27年3月31日」を「平成29年3月31日」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の川俣町税特別措置条例の規定は、平成27年4月1日から適用する。

平成27年6月4日提出

川俣町長 古川 道郎

（提案理由）

山村振興法第14条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令等の一部改正に伴い、所要の改正を行うものである。

ご説明申し上げます。

川俣町税特別措置条例の一部改正につきましては、省令の一部改正に伴い、第3条過疎地域における課税免除規定の一部を改正するものでございます。

この規定適用期限について、平成27年3月31日を平成29年3月31日まで延長するものであります。これは租税特別措置法の規定の適用を受け、かつ所得価格の合計が2,700万円を超える、いわゆる特別焼却設備につきましては、平成14年4月から今年の3月31日までの期間に新設した場合、3年間、固定資産税の課税を免除する規定であります。ただいま申し上げました省令の一部改正を受け、期限を平成29年3月31日までとするものでございます。

なお、本条例は公布の日から施行し、改正後の規定は、平成27年4月1日から適用するものでございます。

以上、議案第62号、川俣町税特別措置条例の一部を改正する条例の説明といたします。

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 日程第18、議案第63号「川俣町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

ここで説明資料を配付いたします。（資料配付）

配付漏れはありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長（黒沢敏雄君） 当局の説明を求めます。

町民税務課長。

○町民税務課長（羽賀洋一君） 議案第63号、川俣町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

改正文の読み上げは省略いたします。

平成27年6月4日提出

川俣町長 古川 道郎

(提案理由)

地方税法の一部改正に伴い、所要の改正を行うものである。

ご説明申し上げます。

今回の改正は、地方税法の一部が改正されたことによるもので、平成27年度以降の国民健康保険税の所要の改正をするものであります。

改正の主な内容であります。国民健康保険税の基礎課税額等に係る課税限度額の引き上げと減額の対象となる所得基準の引き上げの改正であります。

それでは、配付させていただきました資料、川俣町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の概要により説明させていただきます。

あわせて新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

第2条第2項は、基礎課税限度額の改正で「51万円」を「52万円」に、第3項では、同じく後期高齢者支援金等の課税限度額「16万円」を「17万円」に、第4項では、同じく介護納付金の課税限度額の改正で「14万円」を「16万円」に改正するものであります。

第23条第1項では、減額措置後の基礎課税限度額「51万円」を「52万円」に、同じく後期高齢者支援等の課税限度額「16万円」を「17万円」に、同じく介護納付金課税限度額「14万円」を「16万円」に改正するものであります。

第2号では、5割額を軽減する規定でございます。軽減判定所得基準の基礎控除額に「24万5,000円を加える」を「26万円を加える」に改正するものであります。

第3号では、2割額を軽減する規定でございます。軽減判定所得基準の基礎控除額に「45万円を加える」を「47万円を加える」に改正するものであります。

続きまして、改正附則であります。

第1条につきましては、施行期日を定めたものであります。

第2条につきましては、適用区分を定めたものであります。

第3条につきましては、附則第14項について適用区分を定めたものであります。また、案分率につきましては、これまで平成25年度から資産割を縮小し、平成26年度において廃止、4方式から3方式へ移行するなど改正を行ってまいりました。今年度の算定につきましては、平成26年度の案分率で算定いたしますと、予算額と国

保稅收入見込み額等の比較では、2,630万円ほどの不足が生じますことから、この不足分を平成26年度からの繰越金で税負担軽減策として措置することとし、据え置きとするものでございます。

以上、議案第63号、川俣町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての説明といたします。よろしく願いいたします。

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 日程第19、議案第64号「平成27年度川俣町一般会計補正予算（第3号）」を議題といたします。

資料配付をいたします。（資料配付）

当局の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（佐藤真寿夫君） 議案第64号、平成27年度川俣町一般会計補正予算（第3号）について説明した。

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 日程第20、議案第65号「平成27年度川俣町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

当局の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（丹野雅直君） 議案第65号、平成27年度川俣町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について説明した。

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 日程第21、議案第66号「川俣町監査委員の選任について」を議題といたします。

当局の説明を求めます。

町長。

○町長（古川道郎君） 議案第66号、川俣町監査委員の選任について

識見を有する者のうちから選任する川俣町監査委員に、次の者を選任したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第196条第1項の規定により、議会の同意を求める。

氏名	住所	生年月日
さいとう つねお 斎藤 庸夫	川俣町飯坂字下谷沢41番地の2	昭和18年5月9日

平成27年6月4日提出

川俣町長 古川 道郎

（提案理由）

任期満了に伴い再任により川俣町監査委員を選任するため、同意を求めるものである。

説明申し上げます。

ご同意をお願いいたします内容について申し上げます。

識見を有する者のうちから選任する川俣町監査委員、斎藤庸夫氏が6月30日をもって4年間の任期が満了するため、再任をお願いいたすものでございます。

斎藤氏は、飯坂字下谷沢にお住まいで、県立福島高等学校、東京経済大学を卒業され、昭和42年4月に株式会社ヨークベニマルに入社されました。そして、平成19年2月に退社されるまで、取締役、食品部長などを歴任、その手腕を遺憾なく発揮され会社の発展に大いに貢献されました。また、平成9年9月から平成20年3月まで、財団法人物産プラザ福島の評議員、平成20年4月から平成25年3月まで、広域財団法人福島県観光物産交流協会の評議員として、県内物産の振興にも大いに寄与されてまいりました。

町監査委員としては平成15年7月から3期12年間、豊富な経験と深い識見のもと、代表監査委員として充実した監査体制の確立を図るとともに、町政に対する的確で貴重なアドバイスをいただいていたところでございます。

今回4期目の再任をお願いするものでございますが、任期は平成27年7月1日から平成31年6月30日までの4年間でございます。よろしく願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（黒沢敏雄君） これから本案について質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（黒沢敏雄君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） 討論なしと認めます。

これから議案第66号を採決いたします。

本案を原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 日程第22、議案第67号「川俣町情報公開審査会委員の任命について」を議題といたします。

当局の説明を求めます。

町長。

○町長（古川道郎君） 議案第67号、川俣町情報公開審査会委員の任命について川俣町情報公開審査会委員に下記の者を任命したいので、同意を求める。

記

氏名	住所	生年月日
あんざい やすお 安齋 康男	川俣町字中丁28番地	昭和23年1月22日

さいとう 幸子	川俣町大字鶴沢字油田14番地の17	昭和24年5月2日
さいとう 金男	川俣町大綱木字前平19番地の1	昭和22年3月9日
さとう 喜一	福島市腰浜町19番33号	昭和23年1月5日
なかざと 真	福島市笹谷字谷地前20番地の26	昭和52年9月28日

平成27年6月4日提出

川俣町長 古川 道郎

(提案理由)

川俣町情報公開条例第22条第4項の規定により、同意を求めるものである。

それでは、ご説明申し上げます。

川俣町情報公開条例第22条第4項の規定によりご同意を求めるものであります。任期につきましては、平成27年7月1日から平成29年6月30日までの2年間となります。委員5名のうち齋藤幸子様、齋藤金男様、中里真様を除く2名の方は再任でございます。

なお、安齋康男さんは、元川俣町の総務課長で、現在、保護司としても活躍されております。佐藤喜一さんは、福島市で弁護士として活躍されております。新任の齋藤幸子さんは、行政相談員として活動いただいております。新任の齋藤金男さんは、民生委員として活動いただいております。川俣町民生委員協議会の会長を務められております。新任の中里真さんは、福島大学行政政策学類の准教授で民法を担当しております。

以上、5名の方について任命を申し上げたいと考えておりますので、ご審議の上ご同意を賜りますようお願い申し上げます。理由の説明とさせていただきます。

○議長（黒沢敏雄君） これから本案について質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長（黒沢敏雄君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長（黒沢敏雄君） 討論なしと認めます。

これから議案第67号を採決いたします。

本案を原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長（黒沢敏雄君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 日程第23，諮問第1号「人権擁護委員の候補者の推薦について」を議題といたします。

当局の説明を求めます。

町長。

○町長（古川道郎君） 諮問第1号、人権擁護委員の候補者の推薦について

人権擁護委員の候補者に次の者を推薦したいので、意見を求める。

氏名	住所	生年月日
丸樹 まり子	川俣町字竹ノ内6番地の3	昭和29年7月13日

平成27年6月4日提出

川俣町長 古川 道郎

（提案理由）

人権擁護委員法第6条第3項の規定により、意見を求めるものである。

それでは、推薦についてご説明申し上げます。

本町では、現在、人権擁護委員として5名の方が法務大臣の委嘱を受け、毎日の暮らしの中で起きるさまざまな人権侵害等について、憲法によって保障されている基本的人権を擁護するための種々の活動をいただいているところでございます。5名のうち佐藤清子委員が本年9月30日をもって任期満了となります。佐藤委員には、平成12年10月1日から今日まで15年間にわたり人権相談や人権啓発活動に務められ、人権擁護委員として多大な貢献をいただきました。その後任といたしまして、川俣町字竹ノ内6番地の3、丸樹まり子様をお願いしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。

丸樹まり子氏は、平成25年4月から川俣町商工会女性部副部長を務め、また町の文化団体におきましては、フラウエン・コール川俣にお母さんコーラスの会長として活躍をされております。人権擁護委員の任期は法務大臣が委嘱した日から3年間でございます。

丸樹氏の人権擁護委員として推薦することにご同意くださいますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（黒沢敏雄君） これから本案について質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（黒沢敏雄君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） 討論なしと認めます。

これから諮問第1号を採決いたします。

本案を原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

◇

◇

◇

◎散会の宣告

○議長（黒沢敏雄君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

これから各常任委員会を開催していただきます。なお、各常任委員会の運営については、各常任委員長にお願いいたします。

明日5日、金曜日は議案調査のため休会、6日土曜日、7日日曜日は休日のため休会といたします。8日月曜日は、午前10時から本会議を開き、一般質問を行います。

本日はこれをもって散会といたします。

ご苦労さまでした。

(午後0時03分)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

川俣町議会 議長 黒 沢 敏 雄

同 署名議員 佐 藤 喜 三 郎

同 署名議員 五 十 嵐 謙 吉

